

## コロナウィルス対策に関する報告（第3報）

4月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、安倍晋三首相が7日、緊急事態を宣言しました。対象は東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の各都府県になります。

当法人でも家族の面会規制、業者の入館規制、職員の毎日の健康状態把握に努めていますが、以下の内容について対策を追加いたしましたのでお知らせいたします。

### ①ご家族の面会規制

現在、特養では危篤状態や急変時以外のご家族の面会にご遠慮いただいておりますがご家族、ご利用者の方々には相互の状況が把握できず、ご心配とご不便をおかけいたしております。

そこで、ご家族に対してはご利用者の方々の生活の様子をお電話でお知らせいたします。毎週金曜日の夕方から20時頃にかけてこちらから生活状況をお知らせするお電話を差し上げます。

お時間は多少前後するかもしれませんが、担当職員から一般生活状況や医療的状況（処置や服薬等）ご本人のご要望をお伝えして、またご家族のご意向などを伺います。

どうしても曜日や時刻にご都合がつかない場合、他の曜日や時刻も可能ですのでお知らせください。

全ご家族対象に行いますが、ご不要の際はご連絡差し上げた時にお申し付けください。

尚、メールやウェブ電話等には対応しかねますのでご了承ください。

### ②緊急事態宣言が出された地域からの避難帰省について

報道等で要請されている首都圏からの一時規制についての自粛ですが、当法人職員にもお願いしております。仮に家族や知人が帰省することになった場合、帰省時前2週間に体調の変化がある場合、あるいは帰省後の体調変化の有無について職員から申請してもらい、場合によってはその職員の出勤停止なども視野に入れていきます。

**職員に対しては以下の内容の徹底をお願いしてあります。**

#### ①旅行の際はあらかじめ届け出をしてください。（目的、日程、交通手段等）

旅行の目的地や内容によっては状態が確認できる2週間程度出勤を控えてもらうこともあります。

#### ②（1）換気の悪い密閉空間（2）人が密集している場所（3）近距離での密接な会話という「密閉、密集、密接の3つの『密』」を避ける行動をお願いします。

#### ③ご家族や同居人の容態変化の申し出

身近な人が発熱続き、容態変化がある場合申し出ていただいで指示を受けてください。

#### ④友人や交流のある人の情報提供

関わった人に感染者の友人や交流のある人がいた場合など、その人が感染者とつながっている場合があります。その様な話を聞いたらプライバシーの侵害に該当しない範囲での情報の提供をお願いします。

#### ⑤規則正しい生活を送って免疫力を高める

バランスの良い食事と十分な睡眠の確保をして免疫力を高めるようにしてください。

#### ⑥一般の風邪やインフルエンザとの見分け方

一般の風邪やインフルエンザでも発熱は3日以内が一般的です。COVID-19は7.5度以上の発熱が4日以上続くことが特徴ですが見分けがつきにくく、またその間、厳格な自宅療養が不可能なこともあるので、7.5度以上の発熱が見られ解熱しないようであれば医療機関を受診してください。